

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成27年12月15日（火曜日）

総務消防委員会

日時 平成27年12月15日（火曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部

第187号議案	「質疑・討論・採決」
第188号議案	「質疑・討論・採決」
第189号議案	「質疑・討論・採決」
第207号議案～第210号議案	「質疑・討論・採決」
第211号議案～第218号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	村田康助	副委員長	打桐厚史	
委員	中西宏彰	丸山隆弘	加藤芳夫	菊地勝昭
議長	下江洋行			

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、企画部、市民福祉部の係長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 中島 勝 議事調査課長 伊田成行 書記 今野千加

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 それでは、ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、14日の本会議において、本委員会に付託されました第187号議案から第189号議案まで、及び第207号議案から第218号議案までの15議案について審査をします。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第187号議案 新城市事務分掌条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません、第187号議案ですけども、これ質疑と言うよりも、ちょっとお聞きしたい内容は、事務分掌ということですので、部が名称が変わったことは、これは理解できるんですけども、非常に穂積市長も力入れとった内陸部のこの企業団地、この立地部っていうのが実は名称を変えていて、産業振興部になったんですけども、この当然、係は残っておると思うんですけども、今後の八束穂の企業団地等の進め方っていうのかな、非常に私は立地部っていう名称消えるのは寂しいと思っておったんですけど、力の入れ方っていうか、今後の企業団地としての力の入れ方を教えてください。

いや、確かに事務分掌とは違うけども、経済建設のほう、だめかね。鈴木行政課長。

○村田康助委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 一部ちょっと所管外のことと答えにくいんですが、引き続き、名前は御承知のとおり、議決がなされれば新しく産業振興部という形になるんですが、今、加藤委員がおっしゃるように、立地部って言いますか、名称が消えてしまうじゃないかという懸念が指摘されましたけども、引き続き、今の案ではまだこの課については、条例上の規定がございませんので、これから課の名称

等については、これから詰めてまいります、今の案では商工政策課という名前に変えまして、そこで今までやっておいた立地の関係もそこで担当するような形に今は考えております。これは決定ではありません。課の名前についてはまだ決定ではございませんけれども、その課で引き続き進めていくつもりであります。

以上です。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今の課の話にもちょっと関係してくると思うんですけども、説明の中ではスポーツ課の中で管轄しているDOS事業について、受け持ちますよってということなんですけれども、DOS事業そのものがこの間、大分膨らんできて、新城ラリーから始まって、いろんなものが何種類かあると思うんですが、直接そこにおいて教育委員会のスポーツ課の中からその部門についてごそっと移動すると、受け持ってもらってということでもまず理解していいですかね、それで。

○村田康助委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 丸山委員の質疑にお答えしますが、おっしゃるとおり、いわゆるDOS事業、今、言われた新城ラリーですとかツール・ド・新城のような、いわゆるアウトドアスポーツのイベントに非常に、スポーツ課の職員が労力を費やされておったということで、本来、スポーツ課がやるべく社会体育関係の業務については、新しくですね、新しくと言うか、本来スポーツ課がやるべき業務っていうのはありますから、それがどうしてもDOS事業に労力を取られてしまうっていう言い方はおかしいんですが、削がれてしまって、本来の社会体育業務がおろそかになってた部分がありますので、そこについては教育委員会のほうでスポーツ課、名前はまだ未定ですけども、新しくできたセクションのところで本来のスポーツが担うべき業務については引き続きやっていくと。

今、丸山委員がおっしゃるように、DOS事業については産業・立地部の中に新たに、これもまだ仮称でございますけれども、スポーツツーリズム推進課という新しい課をつかって、そこで専門的にやっていくというふうに考えております。

以上です。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 そのように、担当部署をしっかりとした課を、つくる予定ってということで今、発言がありましたので、すぐく責任の明確化もされるということで、いいことだと思うんですけども、ただ職員のこの負担って言うんですか、負担と言うのはいけないのかもしれませんが、所轄する部門がちょっと広範囲になるっていうような、特に産業振興部に当たってはかなりちょっと手当てをしていかなければいけないのかなと、こう思うんですけども、広範囲になるものですから。その辺も当然見通してのことだと思いますけれども、これ3月議会に向けてまたこの事務分掌についての構成って言うんですか、中身はまた組み立ててくれるっていうことですね。

○村田康助委員長 鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 DOS事業そのものは、市を挙げてやる事業であるものですから、確かに新しく、新しくって言いますか、今言う産業・立地部のほうでやるのではなくて、全庁を挙げて協力をしていかなければなされない事業だと考えております。

したがいまして、担当はあくまでも産業振興部のスポーツツーリズム推進課というところになるんですけども、事業が行われる暁には、もう全庁を挙げて全職員がまちづくりのために頑張っていくというようなつもりでおりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○村田康助委員長 ほかにありますか。

鈴木行政課長。

○鈴木勇人行政課長 もう1つ、先ほど言われたもう1点ですが、課の事務分掌については、事務分掌規則というのがございますので、それは、先ほど言いましたように、課の名称、それから係の名称等も、これから来年にかけて、検討してまいりますので、調整してまいりますので、3月末までには事務分掌規則を定めてきちっと定めていきたいと考えております。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第187号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次、第188号議案 新城市税条例等の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより第188号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

第189号議案 新城市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 きの中の質疑の中で回答があった中で、カードそのものの配達がすべて完了したという報告があったと思うんですけども、これ何回かに分けて配布されておられると思うんですが、これはすべて完了したということですかね。そういうふうに理解してよろしいですか。

○村田康助委員長 伊藤市民課長。

○伊藤五十人市民課長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

きの中の答弁でもありましたとおり、12月6日で初回の配達はすべて終了しております。

以上です。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 初回分と言われましたか。今ちょっと聞こえなかったんですけど。

○村田康助委員長 伊藤市民課長。

○伊藤五十人市民課長 初回分と言うか、全世帯、とにかく1回、回って、その初回分ということでございます。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 もう一度ちょっと確認したいんですけども、カードの通知についてのこの配達がすべて完了したということで、戻ってきたものもないということですかね。

きの中もちょっとそういうふうに質疑の中では聞いてしまったんですけど。お願いします。

○村田康助委員長 伊藤課長、お願いします。

○伊藤五十人市民課長 初回と言うか、郵便局で1回それぞれの自宅へ伺って、それで不在の場合、1週間保管して、あとそれ以降、市役所のほうにすべて戻ってくるんですが、その件数なんですけどね、12月8日現在で集計してあるんですが、通知カードの返送分が1,100世帯分あります。

それで、全世帯の世帯数なんですけど、1万7,473世帯に対して、1,100世帯が戻ってまいりました。返却率といたしましては6.3%。

それで、これも12月8日現在なんですけど、受け取りに来た件数が89件ございます。

それで、それ以降、毎日のようにたくさんの方が取りにみえております。数字的にはちょっとまだ集計を取っておりませんが、大体1日10件から15件ぐらいの割合で毎日のように来ておる。

また、それと同時に、いろんな問い合わせもたくさんございます。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第189号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第207号議案 市有財産の無償譲渡から第210号議案 市有財産の無償譲渡までの4議案を一括議題とします。

これより本4議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

加藤委員。

○加藤芳夫委員 済みません、この市有財産の無償譲渡なんですけども、譲渡の相手方がこれ議案ごとに自治区、自治会を組織した地縁団体のものもあるし、石田地区みたいに、他の地区もあるんですけども、単なる区長という法人格のない区長さんもあります。

この辺、建物を譲渡するに当たって、地縁団体の場合は当然登記は可能になると思うんですけども、地縁団体がいない区についてはどのような御指導をされてるのか。どういう処理をするのかっていうことを教えていただけますか。

○村田康助委員長 建部財政課長。

○建部圭一財政課長 市有財産の無償譲渡で今回4件、議案として挙がってるわけですが、そのうち2件につきましては、地元にも既に認可地縁団体がございますので、そちらに譲渡をさせていただくっていうものですが、認可地縁団体をつくるかつくらないかっていうことにつきましては、やっぱり地元の御意向もありますので、市としてつくってくださいということをお願いするわけにもいきませんので、それは地元は今お任せしておる状態ですけれども、特に石田区、今回行政区のほうへ建物を譲渡するということですが、石田区の場合は、土地が御承知のように共有の66名の名義になっております。それを本格的に整理する場合には、まずは受け皿となります認可地縁団体をつくるということが前提になるわけですけれども、これにつきましては昨年、石田の区長さんのほうから相談がございまして、非常に共有名義で古い名前もあるものですから、それを整理するには非常に時間もかかるし、お金もかかるという中で、建物だけでも無償譲渡は可能かっていう御相談があったものですから、まず今回の議案と

しては建物だけを譲渡させていただくということで、ただ土地についても、整備をする場合には認可地縁団体をつくっていくわけですが、その辺の御相談は昨年も市民自治推進課のほうにも区長さん来ていただいて、引き続きそういう意向があれば、今後とも御相談に乗るといって形にしております。

1点、ことしの4月1日施行で、地方自治法の一部改正がございまして、そういう名義の変更については、相続の登記を全部していかないと本当はできないんですけども、市に申請することによって所有者の相続登記が全部できなくても、市に申請することによって、みなし規定みたいな、そういうものがことしの4月1日からできるようになりましたので、認可地縁団体にその土地を移すことについては、以前よりはこう、やりやすい環境が少し整ってきておりますので、また地元からそういうお話があれば相談に乗らせていただきたいと思います。

○村田康助委員長 加藤委員。

○加藤芳夫委員 今、私も正直言って、石田の区長さんもいろいろ相談を受けておって、前年度、前々年度からもあるんですけども、今回、土地に関しては十分承知しておりますので、何らかいい方法で相続を全部解消してくる予定でおるんですけど、ただ建物を、今回これ無償譲渡という形になってくる場合は、当面はこれ地縁団体でないもんですから、指導としては当然これ、それぞれの区の所有物としてなるんですけども、登記ができないっていうだけであって、区の財産として保管していくと言うか、維持管理していくという形になるかと思うんです。その辺の保管と言うか、管理の仕方と言うか、そういう相手方がちゃんとした登記が可能ならいいんですけども、登記ができない場合の管理の仕方と言うか、区の財産としてどういうように指導されておるのかという、そここのところがちょっと聞きたいんですけども。

○村田康助委員長 建部課長、お願いします。

○建部圭一財政課長 委員おっしゃるとおり、一応登記をすれば、第三者にきっちり対抗する要件が整備されますので、それが理想だとは思いますが。

ですので、そういった方向に、認可地縁団体をつくってっていう方向に向かうのが一番だと思いますが、今ちょっとその整備がすぐできない。費用もかかることですので、それは今後とも地元の方と御相談しながら、そういう意向があれば相談に乗らせていただきたいと思います。

○村田康助委員長 ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本4議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第207号議案から第210号議案までの4議案を一括して採決します。

4議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、本4議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第211号議案 財産区有財産の無償譲渡から第218号議案 財産区有財産の無償譲渡までの8議案を一括議題とします。

これより本議案を一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

丸山議員。

○丸山隆弘委員 今回のこの財産のこの山林が主になってるんですけども、この配分がそれぞれ七郷財産区の自治会長というところへ配分されるようでありまして、この配分

の割合なんていうのはある程度内々、この地域の方々と話し合いが行われてると思うんですが、そういうもつとでこれは今回、無償譲渡の上程がされておるのかってということと、それからあとこの財産の中に基金だとか、出資金等々あると思うんですけども、この辺の取り扱いどうなってるのか、ここをまず確認したいと思います。

○村田康助委員長 三浦市民自治推進課長、お願いします。

○三浦 彰市民自治推進課長 この今までの経緯の話し合いの1点目でございますが、これにつきましては実際に4回ほど管理会と私どもといろいろお話をさせていただいた上で、こういった形の財産の無償譲渡という形で、地域と十分な話し合いのもとに行っております。

それから、今までの財産区の基金についての御質疑でございますが、これについても160万円ほどあったわけですが、これについても実を言うと、この8つの地域で構成されておる財産区でございまして、それぞれの地域に今後のこの維持管理のためにということで配分のほうをしております。

以上です。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 平成26年度の決算の審査意見書、監査のほうから出されたものをちょっと見ているのですが、基金のほうが七郷財産区が177万3,141円、平成26年度決算出てるんですけどね、これはまた配分されていくってことで理解していいんですかね、これを。山林の配分割合と同じようになってしまうんですか。

○村田康助委員長 三浦課長、お願いします。

○三浦 彰市民自治推進課長 これにつきましては、山林の配分につきましては均等ではなくて、もともとこの8つの地域がこう、それぞれの地域の資産を持ち寄って1つの財産区となりましたので、それについてはそれぞれ

れもとあった地域に配分をすると言うか、お返しをするという形でございます。

お金につきましては、この協議の中で、基金についてはどのように扱うかというような協議をされましたが、これは全会一致で、この今までの経緯もありますが、そういう面積ではなくて、均等でそれぞれの維持管理に充てるという形で話し合いのほうを決定しております。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 出資については。

○村田康助委員長 三浦課長、いいですか、今のは。丸山委員の言われた出資金のこと。

三浦課長、お願いします。

○三浦 彰市民自治推進課長 今の出資というのは、森林組合の出資金ということでよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 中身がちょっとわからなかったもんですから、多分、森林組合かなと思っておるんですけど、それについて。

○村田康助委員長 三浦課長。

○三浦 彰市民自治推進課長 この七郷財産区につきましては、森林組合の出資金を出しておりますので、これについては手続をして返還という形で森林組合のほうに申請をしてございます。

以上です。

○村田康助委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本8議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第211号議案から第218議案までの

8議案を一括して採決します。

本8議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、本8議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会します。

閉 会 午前9時28分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 村田康助